

# 第1号訪問事業重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

## 1 当会が提供するサービスについての相談窓口

電話 047-482-4109 担当  
※ご不明の点は、なんでもおたずねください。

## 2 当事業所の概要

### (1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	特定非営利活動法人ユーアイやちよ	(出張所) ユーアイやちよサテライト勝田台
所在地	八千代市八千代台西8-16-1	八千代市勝田台3-12-5
介護保険指定番号	千葉県 1272600535号	
第1号訪問事業以外のサービス	居宅介護支援、訪問介護、障害福祉サービス、移動サービス、制度外の居宅介護	訪問介護、制度外の居宅介護
サービスを提供する地域	八千代市、千葉市花見川区、佐倉市西志津、習志野市東習志野	

### (2) 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)	資格等
管理者	1	0	サービス提供責任者兼務
サービス提供責任者	3	1	介護福祉士4名
事務員	1	0	
ヘルパー	0	29	介護福祉士9名、ヘルパー1級1名、基礎研修2名、初任者研修1名、ヘルパー2級16名

### (3) 営業日及び営業時間

- 事業所の営業日 月曜日～金曜日  
但し、祝日、年末年始(12月30日～1月3日)を除きます。
- 事業所の受付時間 午前9時～午後5時  
但し、電話等による連絡は24時間いつでも可能です。
- サービス提供日 年中無休
- サービス提供時間帯 午前8時から午後6時まで  
但し、特に必要がある場合には、午前8時以前、午後6時以降も行います。

## 3 サービス内容

- 第1号訪問事業 (Ⅰ)・・・1週に1回程度  
第1号訪問事業 (Ⅱ)・・・1週に2回程度  
第1号訪問事業 (Ⅲ)・・・1週に2回を超えた場合

## 4 利用料金

1週間の利用回数	1か月あたり 単位数	自己負担金額		
		1割負担	2割負担	3割負担
1	1,176	1,513円	3,026円	4,539円
2	2,349	3,022円	6,044円	9,065円
3	3,727	4,796円	9,592円	14,388円

- ①料金設定の基本となる回数は、実際のサービス回数ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の回数を基準とします。
- ②1回当たりのサービス時間は1時間を超えることはできません。
- ③自己負担金額は、第1号訪問事業単位数に介護職員処遇改善加算13.7%と介護職員等特定処遇改善加算4.2%及びベースアップ等支援加算2.4%を掛けた値を加え、その合計に地域区分単価10.7を乗じた金額の1割、2割または3割となります。
- ④訪問記録を記入する時間は計画時間に含まれます。
- ⑤訪問介護員の利用者様宅迄の交通費は無料です。(通常区域外を除く)  
サービス提供にヘルパーの車利用を必要とする買物、薬とり等生活援助の場合には、費用として別途ガソリン代をご負担頂きます。(車20円/km、バイク10円/km)
- ⑥利用者様の住まいでサービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の費用は利用者様のご負担になります。
- ⑦料金のお支払い方法  
毎月、15日頃までに前月分の請求をいたしますので、口座振替によりお支払いください。  
・ゆうちょ銀行総合口座振替によるお支払い  
引落日は毎月25日ですので、その前営業日までに入金して下さい。  
・その他の銀行口座振替によるお支払い  
引落日は請求日の翌月の5日ですので、その前営業日までに入金して下さい。  
・銀行口座をお持ちでない等、特別の事情がある場合はお申し出ください。利用月の翌月中旬から下旬に現金にてお支払いいただきます。

### ⑧初回加算

新規に第1号訪問事業計画を作成した利用者様に対して、初回に実施した訪問事業と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問事業を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問事業を行う際に同行訪問した場合 当該月について200単位の料金が加算されます。なお、訪問事業を暦月(月の初日から末日まで)で2ヶ月以上休止した後に再開した場合は初回とみなされます。

## 5 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

第1号訪問事業計画の作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。  
※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

### (2) サービスの終了

- ①利用者様のご都合でサービスを終了する場合  
サービスの終了を希望する日の1週間前迄に文書又は電話でお申し出ください。
- ②当会の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③自動終了  
以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。  
・利用者様が介護保険施設に入所した場合  
・利用者様の要介護認定区分が非該当(自立)又は要介護となった場合  
※この場合、条件を変更して再度契約することができます。  
・利用者様がお亡くなりになった場合

### ④その他

・当会が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当会が破産した

場合は、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・利用者様が、サービス利用料金のお支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、または利用者様やご家族などが当会のサービス従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為（介護職員等に対する故意による暴言・暴力行為等並びにセクハラ等のハラスメント行為等）を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 6 運営の方針

- ・(老人福祉法第2条)「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」を基本理念として、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行います。
- ・住民参加型の援助団体として、利用者の立場に立っての援助を心掛けると共に、精神的にゆとりをもったケアを行います。
- ・制度外のホームヘルプサービスも行います。
- ・内外の研修会等には積極的に参加してその研鑽に努めます。

## 7 緊急時の対応方法

サービス提供中の容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、歯科医、救急隊、親族、居宅支援事業者等へ連絡いたします。緊急時の対応を行っても、不慮の事態におちいった場合、事業者はその責を負いかねます。

主治医	病院名	
	氏名	
	連絡先	TEL
ご家族	氏名	
	連絡先	TEL

## 8 災害発生時の対応

地震、台風、大雪の災害発生により、ヘルパーの安全が維持できない場合には、予定通りのサービスを提供できないことがあります。

## 9 虐待防止に関する事項

当会は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止のための指針を整備すると共に、委員会を定期的に開催し、従業員への研修を実施する等の措置を実施し、それらを適切に実施するための担当者を設置します。

## 10 サービス内容に関する苦情

### ① 当会利用者様相談・苦情担当窓口

特定非営利活動法人ユーアイやちよ 電話 047-482-4109

### ② 当会以外に、市町村や県の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

八千代市 長寿支援課 電話 047-483-1151  
佐倉市 高齢者福祉課 電話 043-484-6243  
習志野市 介護保険課 電話 047-453-7345  
千葉市花見川区 高齢障害支援課介護保険室 電話 043-275-6401  
千葉県国民健康保険団体連合会 電話 043-254-7428  
八千代市 長寿支援課 電話 047-483-1151  
千葉県運営適正化委員会 電話 043-246-0294

令和 年 月 日

第1号訪問事業の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

### 事業者

所在地 八千代市八千代台西8-16-1  
名称 特定非営利活動法人ユーアイやちよ

代表者 代表理事 網干 勝 印

説明者氏名 印

私は、本書面により、事業者から第1訪問事業についての重要事項の説明を受けました。

〈利用者〉  
住所

氏名 印

〈代理人〉  
住所

氏名 印